

(目的)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学学則第2条第3項の規定により、自己点検・評価（以下「点検・評価」という。）、外部評価及び認証評価並びにそれらの評価結果の検証に関して必要な事項を定める。

(領域)

第2条 点検・評価の対象となる領域は、教育、研究、社会貢献及び管理運営とし、教育については、「大学全体レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」から点検・評価に取り組むものとする。

(対象)

第3条 点検・評価を実施する対象は、短期大学及びその付属施設並びに法人とする。

(項目)

第4条 点検・評価の主たる項目は、5ヵ年計画を含む事業計画及び本学が評価を受けようとする認証評価機関が定めるものを準用する。

2 前項の他、次の各号を点検・評価の従たる項目とする。

(1) アセスメント・ポリシーに基づく学修成果

(2) シラバス

(3) ガバナンス・コード

(実施方法)

第5条 点検・評価の実施方法は、「全学的自己点検・評価」と「学科別自己点検・評価」に区分して実施する。

2 点検・評価は、IRデータ等のエビデンスに基づき、信頼度の高い点検・評価を行う。

3 点検・評価は、毎年度、実施する。

(評価基準)

第6条 点検・評価の評価基準は、次のとおりとする。

【S】極めて良好な状態にあり、取り組みが卓越した水準にある。

【A】良好な状態にあり、取り組みが概ね適切である。

【B】軽度な問題があり、さらなる努力が必要である。

【C】重度な問題があり、抜本的な改善が必要である。

(組織体制)

第7条 点検・評価を円滑に実施するため、点検・評価委員会を設置する。

2 点検・評価委員会に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(結果の公表)

第8条 点検・評価の結果は、冊子及びホームページにより、毎年度、公表するものとする。

(結果の活用)

第9条 短期大学及びその付属施設並びに法人は、点検・評価結果に基づき、教育、研究、社会貢献及びその管理運営の各分野において、それぞれの発展、向上、改善に努めなければならない。

(所管)

第10条 点検・評価に関する事務は、学長室が行うものとする。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、点検・評価及び外部評価の実施並びに認証評価への対応に関する必要な事項は点検・評価委員会がこれを定める。

(改 廢)

第 12 条 この規程の改廢は、点検・評価委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 22 日改正、平成 20 年 7 月 3 日改正、平成 20 年 1 月 16 日改正、平成 23 年 3 月 29 日改正、平成 24 年 3 月 17 日改正、平成 25 年 3 月 22 日改正、平成 26 年 5 月 22 日改正、平成 27 年 2 月 25 日改正、平成 29 年 12 月 1 日改正、令和 4 年 12 月 2 日改正)